



保育園利用方法

1) 保育園利用条件

勤務に係る時間及び勤務がお休みの時間でも利用できます。

※ただし、保護者様のお休み中での保育利用は、基本保育時間：7:30 時～18:30 時までの間をお願い致します。



2) 保育園利用方法

<事前登録と個人面談について>

- ◆ 2・3号認定の基本保育(保育標準・保育短時間)のお子様は、広島市へ支給認定・施設利用申請が必要です。
- ◆ 保育園を利用する場合には、月極・一時保育に限らず、必ず事前のご登録が必要です。
- ◆ 下表①「ふれあい保育園東原 利用契約書」を、保育窓口へ提出して下さい。
- ◆ 下表②「入園にあたっての確認票」を保育園まで提出していただき、お子さまと一緒に面談をします。 ※ 保育窓口：主任：〇〇

	必要書類	提出先	内容
①	「重要事項説明同意書」 [保育園 利用契約書]	保育窓口	重要事項等の説明を行い同意、契約書の提出をお願いします。
②	「入園にあたっての確認票(家庭生活確認表・児童票)」	保育窓口	保育園に常備しています。ご記入後、主任と入園前の個人面談を行います(お子様同伴)。

(ア) 登録には、MRワクチン(麻疹・風疹)を1歳2ヶ月までに接種していること、また、その他任意接種の予防接種についても必要な年齢で接種していることが望ましい(主任面談時にご相談ください)。

(イ) 慣らし保育について

慣らし保育の日時・期間については、面談時にご相談ください。

<利用方法：登録後>

- ※ 入園日は毎月1日を原則としますが、仕事の都合等により月の途中開始も可とします。
- ◇ 毎月「25日」までに翌月の利用予定を保育園まで提出ください。
- ◇ 保育日の変更または、急な一時保育が必要な場合は、原則3日前までに保育園にご連絡下さい。
- (注)当日の受け入れについては、対応可能かどうか保育園にご確認ください。
- ◇ 保育園を休む、または、早退する場合は、前日の18時までに保育園へご連絡ください。
- ◇ その他、仕事の都合上やむをえずお預けの予定時間を過ぎる場合についても、

保育園にご連絡ください。

- ◇ 保育園を「休園 1 ヶ月以上」、また、「退園」する場合は、1 ヶ月前までに「休園届」退園届」保育窓口まで提出下さい。



3) 給食・おやつ

給食・おやつは園で用意致します。

<アレルギー>

- 食物アレルギーのあるお子様に関しては、個人面談の際に詳細をお聞かせ願います。個別に相談をさせていただきます。
(※必ず医師による、「食物アレルギー指示書」を提出してください。)

4) 健康管理

<健康診断・歯科検診>

- 健康診断年2回(5月、11月)保育園にて実施。歯科検診年1回(6月)保育園にて実施。結果(写し)は保育園で保管させていただきます。

<身体測定>

- 月1回、保育園にて身体測定をおこないます。

<予防接種>

- 予防接種は、保護者の責任において行ってください。尚、予防接種を受けた場合は結果を保育園にお知らせください。尚、お子様の様子に何かあれば、お知らせすることもあります。

5) 発熱時・疾病時のお預かりについて

- (ア) 基本、保育でのお預かりは、健康児であることが原則です。
- (イ) 原則、38度以上の熱があった場合は、お預かりできません。
- (ウ) 保育中38度以上になった場合や体調が良くない場合には、保護者の方に連絡いたします。
- (エ) 薬の投与が必要な場合は、「与薬依頼書」を提出して頂きます。
- (オ) 市販薬のお預かりは出来かねますので、ご了承ください。
- (カ) 家庭で薬(坐薬を含む)を使用した場合はお知らせください。
- (キ) 伝染病、感染症の場合は医師による「登園許可証」が出るまでお休みください。
「登園許可証」は保育所に常備しています。

